

災害時における支援に関する協定書

群馬県（以下「県」という。）と群馬県交通安全施設業協同組合（以下「群交協」という。）とは、災害発生時における支援に関して、次のとおり協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害、その他災害（以下「災害」という。）によって、県が管理する道路において、被害が発生したとき、又は、そのおそれがあるとき、双方が協力して迅速かつ適切に対応するため、基本事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「保安機材」とは、災害発生時に必要とされる交通安全を図るための標示板などの機材をいう。

（支援の要請）

第3条 県は、災害が発生するなど、支援が必要である場合は、群交協に対して支援を要請することができる。なお、県は土木事務所長を含むものとし、土木事務所長は、群交協に直接支援を要請できるものとする。

2 群交協は、支援要請があった場合、速やかに協力するものとする。

（支援の内容）

第4条 県が管理する道路の災害発生時に必要とされる保安機材の支援。

2 群交協は県が災害発生時に必要な保安機材の備蓄に努めるものとし、保安機材が不足した際には、優先的に追加支援するものとする。

3 支援した保安機材の定期的更新。

（支援の実施体制）

第5条 群交協は、支援が速やかに行なえるよう（一社）群馬県建設業協会とあらかじめ、実施体制について覚書を取り交しておくものとする。

（費用の負担）

第6条 保安機材の支援に要する費用は、全て群交協が負担するものとする。

（損害の負担）

第7条 災害対策基本法に基づき、県から、または（一社）群馬県建設業協会を通じ支援要請が寄せられ、前第3条の規定により支援業務に従事したものが負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和38年10月25日条例第45号)に基づき、これを補償するものとする。

（雑則）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、双方が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成26年7月2日から適用する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成26年7月2日

群馬県知事 大澤正明

群馬県交通安全施設業協同組合

理事長 峯崎寛